

# 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度の変更について

## 令和6年4月1日から、大きく4点制度内容が変わります！

### 変更① 太陽光発電システムの補助上限額の変更

(補助金額)

設置に要する費用の範囲内で最大出力(kW)に5万円を乗じた額。

変更前	▶	変更後
上限18万円		上限15万円

### 変更② 一体的導入の補助対象設備の拡充

(補助対象)

「太陽光発電システム」の補助金を受けるには、下記に掲げる補助対象設備を同一棟内に同時または同一年度内に設置する必要があります。

変更前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「HEMS」および「リチウムイオン蓄電システム」</li> <li>・「HEMS」および「充給電システム」</li> </ul>



変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「HEMS」および「リチウムイオン蓄電システム」</li> <li>・「HEMS」および「充給電システム」</li> <li>・「HEMS」および「高性能外皮等」【NEW】</li> </ul>

#### 高性能外皮等への補助対象拡大について

○補助対象設備

次のⅠまたはⅡの住宅に設置する高断熱外皮、空調設備、給湯設備（エネファーム除く）、換気設備

Ⅰ 国の補助事業（ZEH支援事業、子育てエコホーム支援事業など）の交付決定を受けた住宅

Ⅱ 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすことを第三者機関から認証等（BELS評価書など）を受けた住宅

○補助金額

設備の設置に要する費用の額で上限10万円

詳しくはHPへ

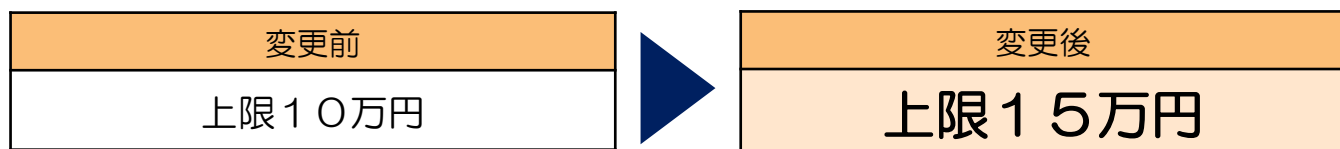


※「太陽光発電システム」及び「HEMS」と同時に申請する場合に限る。

## 変更③ リチウムイオン蓄電システムの補助上限額の変更

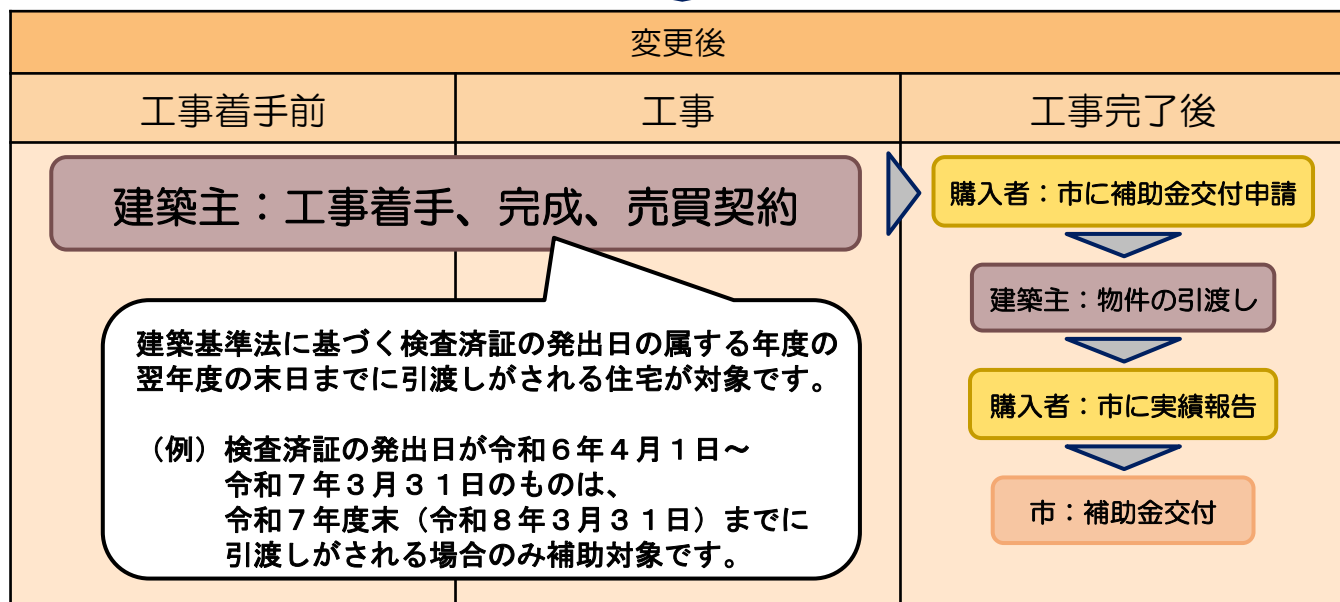
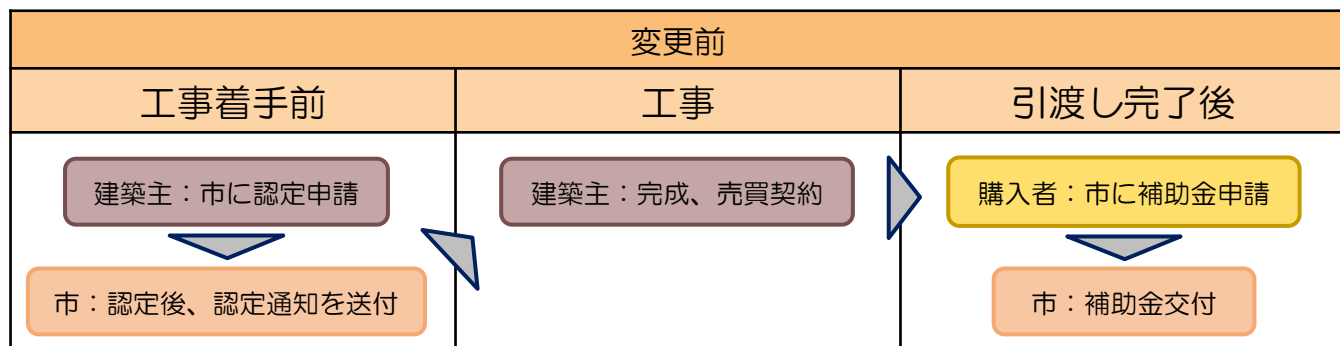
(補助金額)

システムの設置に要した費用の範囲内で補助金を交付。



## 変更④ 建売住宅の申請手続きの変更

建売住宅について、着工前の認定申請を廃止し、売買契約後に購入者から申請いただきます。



### ご注意ください！

- 補助金交付申請後、市から補助対象者あてに「補助金の交付決定通知書」を送付します。交付決定通知書がお手元に届いてからシステムを設置していただきますようお願いいたします。
- 補助内容・様式等につきましては、4月1日以降の刈谷市HPより最新情報をご確認ください。令和6年度より様式を変更する予定です。旧様式での申請は受付できませんのでご注意ください。

【問合せ先】 刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

TEL 0566-62-1017

kankyo@city.kariya.lg.jp